

# ふたばの会 会則

## 第1条 名称・事務所

本会は、正式名称を『ふたばの会』とする。連絡事務所を代表者宅におく。

## 第2条 目的

この会は、ダウン症児のより健やかな成長、発達および社会環境の充実に願って、会員およびその子どもの学習、親睦、その他の交流を図ることを目的とする。

## 第3条 会員

この会は正会員と賛助会員をもって組織する。ダウン症児の父母、またはそれに代わる保護者は正会員、その他の支援者は賛助会員とする。

## 第4条 事業

本会は以下の事業を行う。

1. 会員相互の支援活動(療育・育児・就学・就労)
2. ダウン症児への理解ならびに知識を高める活動
3. 会報の発行
4. 関係団体との協力、連絡、交渉
6. その他目的を達成するための活動

## 第5条 役員

1. 本会に以下の役員を置く

代表 会を代表し、会務を総括し、総会、役員会を招集主宰する。

副代表 代表を補佐し、代表に事故があるときはその代理をする。

また、関係団体との連絡、調整、交渉にあたる。

会計 本会の財産を保管し、予算に基づいて会計事務を処理する。

総会に決算報告をする。

2. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

1) 代表、副代表は他の役員及びリーダーを兼任できない。

2) 役員は次期の者への引き継ぎが行われるまでその職務にあたる。

3) 年度途中で欠員が生じた場合には、役員会で承認を得て補充することができる。その任期は前任者の残任期間とする。

## 第6条 会計監査

1. 本会の会計を監査するため、会計監査委員を置く。
2. 会計監査委員の選出は前年度会計役員から選出し、総会の承認を得て決定する。
3. 会計監査委員は役員及びリーダーを兼任できない。
4. 欠員が生じた場合は、前年度の役員の中から選出し、役員会で承認を得て決定する。その任期は前任者の残任期間とする。

## 第7条 活動グループ・係

活動グループ・係は必要に応じて設けることができる。詳細は別紙にて定める。

## 第8条 会 議

### 1. 総会

- 1) 総会は最高意思決定機関であり、正会員の過半数の賛成(可決同数の場合は、議長の賛成)によって議決する。
- 2) 総会は年1回開催する。ただし代表が必要と認めるとき、または正会員の3分の1以上の要求があつたとき、代表はこれを開かなければならない。
- 3) 以下の事項は、総会の承認を得なければならない。
  - イ. 役員・会計監査
  - ロ. 会則の改正
  - ハ. 決算ならびに予算
  - ニ. その他役員会で重要と認めた事項

### 2. 役員会

- 1) 役員会は総会に次ぐ意思決定機関として、本会の運営にあたる。その任務は以下の通りとする。
  - イ. 会の運営・事業について総合的な企画、連絡統一をはかる。
  - ロ. 役員・リーダー・会員より提案された事項の審議決定。
  - ハ. 総会に提出する議案の作成。
  - ニ. その他の本会の活動全般に関する事項の審議決定。
- 2) 役員会は、原則として月一回開催する。
- 3) 役員会の構成は別紙にて定める。また、代表は必要に応じて活動グループリーダーや係を役員会に出席させることができる
- 4) 役員会は出席した役員および年齢別リーダーの過半数の賛成によって議決する。

## 第9条 会 計

1. 本会の経費は会員からの会費による収入で支弁する。他に収益金・寄付金等を収入とすることができる。
2. 会費については別紙にて定める。

付記           2000年5月14日改定  
                  2003年5月17日改定  
                  2007年5月13日改定  
                  2008年5月17日改定  
                  2012年5月20日改定  
                  2016年5月22日改定  
                  2018年6月19日改定

## ふたばの会 会則別紙

この会則別紙は本会則の条項に基づき個別の事項を定めます。

第1条 活動グループとして以下のグループを設ける。

① 年齢別グループ

1. 以下の年齢別グループを設置する。
  - (ア) ミルキークラブ：0歳～6歳（就学前）
  - (イ) キッズクラブ：小学校1年～6年
  - (ウ) ティーンズクラブ：中学校1年～高校3年（または同等の年齢）
  - (エ) ジャンプジャンプクラブ：18歳以上（高卒以上）
2. 会員は子どもの年齢により、いずれかのグループに所属する。
3. 各グループからリーダーを選出する。リーダーは子どもおよび会員の交流と情報共有の場を企画・提供する。

第2条 係りとして以下の係りを設ける。

① 赤ちゃん体操

1. 子どもの発達を促す赤ちゃん体操を定期的実施し、新しくダウン症の赤ちゃんを授かった親のケアに努める。
2. 参加者の中から数名の係を選出し、係は協力して赤ちゃん体操の開催運営をする。

第3条 役員会は以下より構成する。

① 役員

② 年齢別グループリーダー

第4条 会費

- ① 正会員の会費は1世帯あたり年額2,000円とする。賛助会員は1口年額2,000円とし、会費は原則として年1回の一括徴収とする。
- ② 途中入会の場合は月割りで計算し、入会時に一括徴収する。
- ③ 途中退会の場合は月割りで計算する。ただし一旦入金された会費は返還しない。
- ④ 会費が1年間未納の場合は、催告の上、自動的に退会とみなす。

第5条 ふたばの日

- ① ふたばの日は子どもおよび会員の交流と情報共有の場として、また、新規入会者の相談の場として、原則月一回開催する。